

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
経産02	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
経産03	海外投資等損失準備金の延長
経産04	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産05	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長
経産06	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除の見直し及び延長
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産08	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
経産09	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産01）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	-				
	令和2年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で一定の特定事業活動を行うものが、令和2年4月1日から4年3月31日までの期間内に特定株式を取得して、その取得した事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額の25%相当額以下の金額を取得事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法により経理したときは、その特別勘定の金額を損金の額に算入できることとされた。この場合において、特定株式につき、その取得の日から5年を経過する日までの間は、産業競争力強化法に基づく証明がないことその他一定の事由に該当するときは、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入することとされている。なお、損金の額に算入する金額は、所得金額等を限度とすることとされている。すなわち、適用対象法人が、適用事業年度において、一定の要件を満たす出資をした場合には、その出資を5年超継続する限り、一定の特別勘定の繰入額の所得控除ができる。				
	令和3年度税制改正以後	従前どおり				
政策目的	事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項	租税特別措置法第66条の13					
要望内容	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を令和6年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。					
創設年度	R2	過去の政策評価の実績		R1経産01	区分	拡充・延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）から新たな達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2023年度を目標とする。修正版にて反映済み。</p> <p>② 前半（事業会社が～実施するとともに、）については、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」と同趣旨の目標を「事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施する」という表現に言い換えているに過ぎない。更に後半（スタートアップ企業が～目標とする。）は、オープンイノベーションが大企業・中堅企業目線だけでなく、スタートアップ目線でも重要な取り組みであることを鑑み、従来の既存企業（大企業等の事業会社を想定）を主語とした記述を改め、スタートアップを主語とした記載を追記した。オープンイノベーションを促進する趣旨に変更はない。</p> <p>二文目（上記の目標達成のため）は、達成目標は定量的なものが好ましいと考え、一文目で記載した定性的目標の達成度合いを測るうえで重要な指標となるスタートアップ投資額の水準について定量的な指標を今回新たに設定した。更に、同部分については、今回の照会后、目標数値を事業会社・CVCによるベンチャー投資額の対GDP比0.066%（所期にも目標と設定していた数値）から0.060%に変更を行った。変更の趣旨としては、従来米国のベンチャー投資額の対GDP比のみを比較対象にしていたところ、より信頼のおける数値を利用するべく、他国のベンチャー投資額の対GDP比の推移も参照し、0.060%に再設定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数は制度の執行上で得た実測値であるため、算定を行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 各年の事業会社・CVCによるベンチャー投資額の予想値（A）を、投資1件あたりの投資額平均の予想値（B）で除することで、件数を算出している。</p> <p>(A)は、2020年の事業会社・CVCによるベンチャー投資額（※）を、毎年1.2731倍（事業会社・CVCによるベンチャー投資額+17.68%、税による押し上げ効果+9.63%）することで算出している。</p> <p>(B)は、各年度共通で、2017、2018年度の事業会社・CVCによるベンチャー投資額の1件あたりの額（投資額（※）を、件数（※）で除する）の平均（3.81億円）を用いている。</p> <p>※出典：INITIAL 「2020 Japan Startup Finance」</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算（財務省「法人課税に関する基本的な資料」）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 修正版の事前評価書で記載済み。</p> <p>② 修正版の事前評価書では、法人実効税率を用いていない。（法人実効税率を用いると、税目別の把握ができないう状態。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算（財務省「法人課税に関する基本的な資料」）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 修正版の事前評価書で記載済み。</p> <p>② 修正版の事前評価書では、法人実効税率を用いていない。（法人実効税率を用いると、</p>

税目別の把握ができない状態。)
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」には、事業会社によるスタートアップ投資の促進が重要であり、過去の投資の促進効果及び特例措置の手段の有効性については事前評価書10有効性等④効果及び、事前評価書11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等に記載の通り。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」には、事業会社によるスタートアップ投資の促進が重要であり、過去の投資の促進効果及び特例措置の手段の有効性については事前評価書10有効性等④効果及び、事前評価書11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等に記載の通り」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本制度により、事業会社・CVCによるベンチャー投資額の増加の割合が、制度がなかった場合よりも大きくなる。（本点検結果表(3)将来の適用額【経済産業省の補足説明】①で記載の「税による押し上げ効果」がこれに該当。）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 事前評価書11相当性②他の支援措置や義務付けとの役割分担に記載の通り。 また、実際に税制を活用した企業から、税制の存在がオープンイノベーションの実施の後押しとなったとの声が上がっており、本制度は必要かつ適切なものであると考えている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
2	対象税目	法人税：義（国税5） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税8）
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社等を対象に、その投資額の25%を当該事業会社の課税所得から控除するもの。 《要望の内容》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を令和5年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。 《関係条項》 租税特別措置法第66条の13
	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	令和2年度創設（令和2年4月1日～）
8	適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等
		②：政策体系における政策目的の位置付け 経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

		について、引き続き検討を行う。 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
	②：政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

10	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。 上記の目標達成のため、具体的には、他国の例より、事業会社・CVCによるベンチャー投資額の対GDP比が、0.060%程度を閾値として、0.120%程度まで上昇していくとの見込みのもと、2023年までに同投資額の対GDP比を0.060%増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社によるベンチャー投資額の増加に有効な手段である。</p>															
		① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数(社)</td> <td>77</td> <td>238</td> <td>322</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>112</td> <td>352</td> <td>477</td> <td>642</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	適用事業者数(社)	77	238	322	433	件数(件)	112	352	477	642
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度												
適用事業者数(社)	77	238	322	433														
件数(件)	112	352	477	642														
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額(億円)</td> <td>344.4</td> <td>1750</td> <td>2372</td> <td>3189</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	投資額(億円)	344.4	1750	2372	3189							
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度														
投資額(億円)	344.4	1750	2372	3189														

③ 減収額	<p>1. 減収額試算【国税】 減収額(法人税) = 税制対象投資額 × 所得控除額 × 法人税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>減収額(法人税)</td> <td>19.5</td> <td>100.3</td> <td>136.0</td> <td>182.8</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>減収額(法人税)</td> <td>0.5</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>減収額(国税)</td> <td>19.9</td> <td>101.4</td> <td>137.4</td> <td>184.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位: 億円)</p> <p>2. 減収額試算【地方税】 減収額(法人住民税) = 減収額(法人税) × 法人住民税率 減収額(法人事業税: 所得割) = 所得控除額 × 法人事業税率(所得割) 減収額(特別法人事業税) = 減収額(法人事業税: 所得割) × 特別法人事業税率 減収額(法人事業税率: 付加価値割) = 所得控除額 × 法人事業税率(付加価値割)</p>			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	大企業	減収額(法人税)	19.5	100.3	136.0	182.8	中小企業	減収額(法人税)	0.5	1.1	1.5	2.0	合計	減収額(国税)	19.9	101.4	137.4	184.8
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																				
大企業	減収額(法人税)	19.5	100.3	136.0	182.8																				
中小企業	減収額(法人税)	0.5	1.1	1.5	2.0																				
合計	減収額(国税)	19.9	101.4	137.4	184.8																				

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大企業	減収額(法人住民税)	1.4	7.0	9.5	12.8
	減収額(法人事業税: 所得割)	0.8	4.3	5.9	7.9
	減収額(特別法人事業税)	2.2	11.2	15.2	20.5
	減収額(法人事業税率: 付加価値割)	1.0	5.2	7.0	9.5
中小企業	減収額(法人住民税)	0.0	0.1	0.1	0.1
	減収額(法人事業税: 所得割)	0.2	0.3	0.5	0.6
	減収額(特別法人事業税)	0.1	0.1	0.2	0.2
	減収額(法人事業税率: 付加価値割)	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	減収額(地方税)	5.6	28.3	38.4	51.6

(単位: 億円)

3. 減収額試算【国税+地方税】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
合計	減収額(国税+地方税)	25.6	129.7	175.8	236.4

(単位: 億円)

(参考)

(税率)	法人税率	法人住民税率	法人事業税率(所得割)	特別法人事業税率	法人事業税率(付加価値割)
大企業	0.232	0.070	0.010	2.600	0.012
中小企業	0.216	0.070	0.070	0.370	0.000

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大企業	税制対象投資額	335.5	1730	2345	3153
※海外スタートアップ投資は大企業のみが行うと仮定					
中小企業	税制対象投資額	8.9	20	27	36

(単位: 億円)

所得控除率: 0.25

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:創設時～令和3年4月) ○事業会社等によるベンチャー投資額 1732億円(2019年度)→1789億円(2020年度) ※ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は約241億円であり、これは2020年度の実績による国内ベンチャー投資全体(1789億円)のうちの約14%にあたる。したがって、本税制が措置されていなかった場合と比して本税制により最大約15.5%の投資額の押し上げ効果があったと考えられる。</p>	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社等によるベンチャー投資額が押し上げられていると考えられる。更に、本税制による後押しを受けてベンチャー投資を行ったことで、当該事業会社がベンチャー投資のノウハウを蓄積させ、投資への積極性を増していく等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。</p>	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、広く事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした他の支援措置として、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」が昨年取り纏められた。この措置は、スタートアップ企業側の法的知見の不足を補うことでオープンイノベーションの成功率を向上させその付加価値を最大化するものだが、一方で本措置は事業会社によるスタートアップ企業とのオープンイノベーションの実施を促進するものであり、政策効果が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産02）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置 (-)							
措置内容	令和元年度時点	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
	令和3年度税制改正以後	-							
政策目的		参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげること。							
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	事業所税	車体課税	不動産取得税
関係条項		-							
要望内容		2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講じる。							
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）は、政策目的（参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる」という政策目的については、実現状況を定量的に評価することは難しく、当該目的の下、達成しようとする目標を定量的に設定することも困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大阪・関西万博については現在進行形で内容の検討や参加招請を行っており、現段階でいつどの程度の参加者が集まるのか、予測することは難しく、適用数の予測も困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大阪・関西万博については現在進行形で内容の検討や参加招請を行っており、現段階でいつどの程度の参加者が集まるのか、それぞれの参加国がどのような出展を行うのか予測することは難しく、減収額の予測も困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）は、政策目的（参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる」という政策目的については、実現状況を定量的に評価することは難しく、当該目的の下、達成しようとする目標を定量的に設定することも困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われているため、評価書を修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている」との説明では、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税13) (法人住民税・事業税:義(自動連動)、個人住民税:外(自動連動)、事業所税・車体課税・不動産取得税・固定資産税:外)(地方税3)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講じる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省 商務・サービスグループ 博覧会推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 令和4年4月1日～令和8年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約において、参加国・参加者に便宜を図ることが求められている。 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。 《政策目的の根拠》 令和2年12月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
		10 有効性等	①: 適用数
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	我が国における国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトであり、大阪・関西万博の円滑な開催につながる措置を講じるが必要不可欠であるため。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	大阪・関西万博は、2025年4月13日から10月13日までの6か月間開催され、150か国・25国際機関の出席を目指していることから、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人・非居住者が来日すること

		<p>が予想される。</p> <p>過去の海外博及び国内博においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、来日する外国公式参加者に係る外国法人及び非居住者の【一定の】万博関連所得、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることがある。また、国内企業等からなる非公式参加者も多数の参加が想定されるところ、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援する。</p> <p>さらに、開催者たる博覧会協会がその業務に供するものとして会場内外に所有する家屋・償却資産等については、大阪・関西万博が我が国にとって重要な国家プロジェクトであることを踏まえれば、その公共的性格が強いものと認められるとともに、それらは会期終了後には撤去される仮設物としての性格が強いということも鑑みれば、それらについては非課税とすることが適当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産03）

【基本情報】

制度名 (措置名)		海外投資等損失準備金の延長 (海外投資等損失準備金)					
措置内容	令和元年度時点	次の法人（特定法人）の株式等（設立又は増資により取得するものに限る。）の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、取得価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 ① 資源開発事業法人：20% ② 資源開発投資法人：20% ③ 資源探鉱事業法人：50% ④ 資源探鉱投資法人：50%					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の安定供給を確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第55条、第68条の43					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S39	過去の政策評価の実績	H23経産08、H25経産08、H27経産06、H29経産05、R1経産03			区分	延長

（評価実施府省：経済産業省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	14	38,398,447	98.7%	1,992,879
H24	10	17,647,132	-	778,503
H25	12	11,326,427	-	499,665
H26	7	18,403,812	-	811,884
H27	5	13,801,493	-	470,810
H28	5	5,545,696	-	169,659
H29	5	2,573,563	-	77,686
H30	2	18,093,454	-	543,835
R1	3	6,620,307	-	198,132

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、「エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））は、エネルギー基本計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとした。</p> <p>③・④ 本特例措置は、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、石油・天然ガスの自主開発比率の維持・向上を図るものである。このうち、本特例措置は自主開発比率等の向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」における実績を引用と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかになっていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため記載をしなかったが、項目を分け、法人事業税については「—」と記載した。</p> <p>② 平成30年度から令和元年度までの法人税及び法人住民税の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会提出）を参考に、それぞれ平成30年度は42億円及び令和元年度は15億円にそれぞれ修正したい。また、令和2年度から令和5年度の法人税及び法人住民税の減収額は、下記のとおり前3年度の平均値によって推計した金額に修正したい。</p> <p>令和2年度：21億円（平成29年度から令和元年度までの平均値） 令和3年度：26億円（平成30年度から令和2年度までの平均値） 令和4年度：21億円（令和元年度から令和3年度までの平均値） 令和5年度：23億円（令和2年度から令和4年度までの平均値）</p> <p>③ 平成30年度から令和元年度までの法人住民税の減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第204回国会提出）に基づき、それぞれ平成30年度は5.4億円及び令和元年度は2.0億円にそれぞれ修正したい。また、令和2年度から令和5年度の法人住民税の減収額は、下記のとおり前3年度の平均値によって推計した金額に修正したい。</p> <p>令和2年度：2.7億円（平成29年度から令和元年度までの平均値） 令和3年度：3.4億円（平成30年度から令和2年度までの平均値） 令和4年度：2.7億円（令和元年度から令和3年度までの平均値） 令和5年度：2.9億円（令和2年度から令和4年度までの平均値）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため記載をしなかったが、項目を分け、法人事業税については「一」と記載した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑦ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑧ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。
 ⑨ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
 ⑩ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ①・② 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中
鉱物資源（ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中

③ 石油・天然ガス（令和元年度）については、以下のとおり。
 自主開発比率＝（我が国企業の權益に関する引取量及び国内生産量）
 ÷（輸入量及び国内生産量）
 ＝（174.6万boe/d）÷（502.8万boe/d）
 ＝34.7%
 （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の權益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）

④ 鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。
 自給率＝（我が国企業の權益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）
 ÷（国内金属需要量）
 ＝50.2%
 ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。
 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

⑤・⑥ リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の本来的に多くない中で、後述（⑦及び⑧）のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える。

⑦・⑧ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して5～6割程度を占めている。石油・天然ガスについては、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%、令和元年度は55.5%、金属鉱物については、平成29年度は49.9%、平成30年度は64.2%（令和元年度は集計中）となっている。また、本制度はリスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

⑨ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の直近（令和元年度）の達成状況は、86.8%。

⑩ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（平成30年度）の達成状況は62.8%。

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成27年度から29年度までの達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、後述（⑦及び⑧）のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献している」との説明では、本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与しているのかについて分析が十分にされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦・⑧ 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して5～6割程度を占めている。石油・天然ガスについては、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%、令和元年度は55.5%、金属鉱物については、平成29年度は49.9%、平成30年度は64.2%（令和元年度は集計中）となっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成状況（達成目標に対する進展の程度）を踏まえて本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 上記のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。</p> <p>資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。</p> <p>こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消さ</p>

<p>れたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（令和3年度）、3件（令和4年度）及び3件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	法人税：義(国税14) 法人住民税、法人事業税：義(地方税10)(自動連動)
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う国内法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 《要望の内容》 令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第55条、第68条の43、同法施行令第32条の2、第39条の72、同法施行規則第21条、第22条の45 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号、同法施行令第21条の6
	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設(3年間) 昭和42年度 延長(2年間) 昭和44年度 延長(2年間) 昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2年間) 昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3年間) 昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和49年度 延長(2年間) 昭和51年度 延長(2年間)(開発の積立率：50%→40%) 昭和53年度 延長(2年間) 昭和55年度 延長(2年間) 昭和57年度 延長(2年間) 昭和59年度 延長(2年間) 昭和61年度 延長(2年間) 昭和63年度 延長(2年間) 平成2年度 延長(2年間) 平成4年度 延長(2年間) 平成6年度 延長(2年間)

			平成8年度 延長(2年間) 平成10年度 延長(2年間)(開発の積立率：40%→30%) 平成12年度 延長(2年間) 平成14年度 延長(2年間) 平成16年度 延長(2年間) 平成18年度 延長(2年間) 平成20年度 延長(2年間) 平成22年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(2年間) 平成28年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：90%→70%) 平成30年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：70%→50%) (開発の積立率：30%→20%) 令和元年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間		令和4年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、資源ナショナリズムの高まり等の供給脆弱性を克服するため、エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の安定供給を確保する。 《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。・・・ また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。・・・

		<p>第2節 2030年に向けた政策対応</p> <p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。...</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは2030年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。...</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組む、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。</p> <p>金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。...</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>1. グリーン社会の実現</p> <p>(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策</p> <p>...</p>
--	--	--

		<p>脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>...</p> <p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり</p> <p>(6) 経済安全保障の確保等</p> <p>我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。</p> <p>○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第6章 経済安全保障の確保と集中投資</p> <p>1. 経済安全保障政策の推進</p> <p>(2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上</p> <p>半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。</p> <p>5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン</p> <p>レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定)。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与することになる。</p>

10 有効性等	① 適用数	<p>○適用数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	適用件数	2	3	3	3	3	3																											
	年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																				
	適用件数	2	3	3	3	3	3																																				
	② 適用額	<p>○適用額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>181</td> <td>66</td> <td>91</td> <td>113</td> <td>90</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	適用額	181	66	91	113	90	98																											
年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																					
適用額	181	66	91	113	90	98																																					
③ 減収額	<p>○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国税</td> <td>42</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>2.7</td> <td>3.4</td> <td>2.7</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>2.7</td> <td>3.4</td> <td>2.7</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	区分							国税	42	15	21	26	21	23	地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人事業税	-	-	-	-	-	-
年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																					
区分																																											
国税	42	15	21	26	21	23																																					
地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																																					
法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																																					
法人事業税	-	-	-	-	-	-																																					
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガスの自主開発比率(注1)</p> <p>平成27年度: 27.2% 平成28年度: 27.4% 平成29年度: 26.6% 平成30年度: 29.4% 令和元年度: 34.7% (達成率:86.8%)</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注2)</p> <p>平成27年度: 52.1% 平成28年度: 51.3% 平成29年度: 50.6%(達成率:63.3%)</p>																																										

		<p>平成30年度: 50.2%(達成率:62.8%) 令和元年度: 集計中</p> <p>(注1)石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>(注2)鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成29年度～令和元年度の平均で3社、また、本制度の適用額は、平成29年度～令和元年度の平均で90億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約10億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
⑤ 税収減を是認する理由等		<p>エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。 また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し</p>

			(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第58条第14項)</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産04-1）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)					
措置内容	令和元年度時点	鉱業事業者が、一定の鉱物に係る新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の支出に備えるため、鉱物の採掘収入金額の12%又は採掘収入金額に係る採掘所得金額の50%（海外探鉱準備金は40%）相当額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第58条、第68条の61					
要望内容		令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。					
創設年度	S40	過去の政策評価の実績	H24経産05、H27経産07、H30経産03			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	44	50,034,083	88.8%	6,105,806
H24	42	77,593,572	84.7%	8,982,623
H25	42	65,155,806	89.3%	7,460,748
H26	40	69,309,473	87.3%	7,940,400
H27	36	46,466,624	94.3%	4,878,275
H28	29	68,546,050	95.9%	8,034,309
H29	34	81,653,350	95.2%	6,137,443
H30	27	46,205,386	95.7%	3,447,255
R1	25	42,296,006	98.1%	3,145,941

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（「(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める」、「(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる」及び「(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す」）を削除する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>④ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。また、資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要するものである。本特例措置は、その維持に資する措置であることから、適用期間の最終年度までに、可能な限り、現状の自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）を維持することを目指す。</p> <p>③ 鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現</p>
--

<p>状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>④・⑤ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されれば、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の低下を抑制することに繋がり、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を可能せしめるものであることから、達成目標として適切であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。					
② 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。					
③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合98.1%（令和元年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。					
④ 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果について、「石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね9割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約5倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成30年度50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。					
⑤ 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（ウラン、鉄鉱石及び石炭））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。					
【経済産業省の補足説明】					
① 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。					
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中
鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中
鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5
ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中
石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中

② 自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の算定根拠については、以下のとおり。					
石油・天然ガス：自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）÷（輸入量及び国内生産量）＝（174.6万バレル/日）÷（502.8万バレル/日）＝34.7% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）					
鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）÷（国内金属需要量）＝50.2% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）					
ウラン：自主開発比率＝（日本が保有する権益からのウラン引取量）÷（電力事業者によるウラン引取量）＝40.2% （出典：「日本が保有する権益からのウラン引取量」及び「電力事業者によるウラン引取量」：資源エネルギー庁による企業アンケート）					
鉄鉱石：自主開発比率＝（我が国企業の持分生産量）÷（全国鉄鉱石輸入量） ＝11.4百万トン÷99.4百万トン ＝11.5% （出典：（一社）日本鉄鋼連盟調べ（持分生産量）、財務省「貿易統計」）					
石炭：自主開発比率＝（海外権益持分量及び国内権益持分量）÷（輸入量及び国内生産量） ＝（104,054千トン）÷（186,978千トン）＝55.7% （出典：「海外権益持分量及び国内権益持分量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート、「輸入量」：財務省貿易統計、「国内生産量」：石炭・コークス・バイオ年鑑）					
③ 資源開発は、巨額な資金とリードタイムを必要とする上、多大なリスクを包含するという事業特性から、相対的に事業規模の大きな企業がその役割を担わざるを得ない。一方で、非金属鉱業は、相対的に事業規模が小さい企業がその役割を担っており、両者が混在した中で、適用額を比較した場合、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が圧倒的に大きくなってしまふのはやむを得ない傾向である。 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年1月国会提出、財務省）」の資本金階級別の適用件数で見た場合、探鉱準備金又は海外探鉱準備金で言えば、100億円超の企業が40%（10社/25社）、1億円以下の企業が24%（6社/25社）となっており、必ずしも特定の者に偏っているわけではないため、達成目標の実現に有効な手段であったと考えている。					
	1億円以下	10億円以下	100億円以下	100億円超	合計
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	6	3	6	10	25
	181,730	228,565	2,471,093	39,414,617	42,296,006
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	3	2	3	6	14
	34,686	14,262	244,241	4,549,472	4,842,663
	11,562	7,131	81,414	758,245	345,905
出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省） 上欄：適用企業数、中欄：適用額（千円）、下欄：1社あたり適用額（千円）					

<p>④ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。</p> <p>特に、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく資源を新たな探鉱活動により補填し、持続的かつ安定的な鉱山経営を後押しすることで、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を図るものである。従って、本特例措置単独の効果としては、探鉱活動を下支えし探鉱活動を促進できたかどうかである。</p> <p>企業アンケート結果に基づき、大手非鉄金属鉱業者7社の探鉱活動に対する投資状況を、「鉱業収入に占める探鉱費の割合」で比較すると、本制度を活用している企業は約6%（平均）、活用していない企業は約3%（平均）であり、本制度の活用により、我が国企業の探鉱活動に対して約2倍の促進効果があると考えられる。</p> <p>⑤ ウランについては、足元のウラン需要が落ち着いている中で我が国企業が權益を保有する鉱山において安定的に生産が進んでいるため、自主開発比率は順調に上昇している。</p> <p>鉄鉱石については、過去に投資した案件において、パートナーの資金調達難等の理由から稼働が遅延しており、自主開発比率の上昇が想定に反し長期停滞している。今後、本件が順調に稼働すれば、自主開発比率は向上し、目標に近づくものと期待している。</p> <p>石炭については、NGO等による火力発電用の石炭（一般炭）開発に対する強い批判等を受けて、一般炭開発に対する投資環境が悪化する中、商社等による一般炭の自主開発權益の売却が自主開発比率の低下につながっている。一方で、石炭消費量のほぼ全てを輸入に依存する我が国が石炭の安定供給を実現するためには、石炭の自主開発比率60%という目標を維持し、「国が石炭安定供給を軽視している」という誤ったシグナルを市場関係者に送ることなく、石炭を安定的に確保し、エネルギー安定供給を実現する必要がある。</p> <p>その上で、鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流權益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が不可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内外資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和2年度の石油・天然ガス、元年度及び2年度の鉱物資源（ベースメタル）、2年度のウラン並びに2年度の石炭の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容の不十分であると思われる点の一部が解消されたが、鉱物資源（ベースメタル）及びウランの過去の効果の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題と</p>

<p>する。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
<p>(7) 将来の効果</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本制度の達成目標である自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）は中長期的な傾向としては概ね順調に維持・向上してきている。他方、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化による探鉱開発費用の増大、資源ナショナリズムの高まりによる探鉱開発プロジェクト形成の困難化、国内外での脱炭素化に伴う化石燃料事業の資金調達の困難化など資源開発におけるリスクが多様化・複雑化してきている。</p> <p>そのため、今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は令和2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる。</p> <p>資源エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国は、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要不可欠であり、本制度により我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動を下支えすることで、自主開発比率（自給率）の低下を抑制し、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の維持・向上が図られるものであることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>(8) 他の政策手段</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産04-2）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 (新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	探鉱準備金又は海外探鉱準備金を有する法人が、新鉱床探鉱費の支出をした場合又は探鉱用機械設備の償却をした場合には、準備金の益金算入額等の範囲内で損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第59条、第68条の62					
要望内容		令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。					
創設年度	S40	過去の政策評価の実績	H24経産05、H27経産07、H30経産03			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	16	17,020,947	99.8%	2,072,814
H24	20	25,781,001	99.1%	2,972,673
H25	21	30,172,567	98.2%	3,452,910
H26	26	23,040,977	96.8%	2,638,050
H27	25	14,673,321	98.9%	1,539,239
H28	18	23,220,665	99.4%	2,721,651
H29	17	9,983,955	99.5%	744,088
H30	17	16,359,703	99.6%	1,218,345
R1	14	4,842,663	99.5%	360,807

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（「(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める」、「(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる」及び「(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す」)を削除する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>④ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。また、資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要するものである。本特例措置はその維持に資する措置であることから、適用期間の最終年度までに、可能な限り、現状の自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）を維持することを目指す。</p> <p>③ 鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現</p>

<p>状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>④・⑤ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されれば、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の低下を抑制することに繋がり、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を可能せしめるものであることから、達成目標として適切であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																																					
①	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。																																				
②	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。																																				
③	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果について、「石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね9割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約5倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成30年度50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。																																				
④	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（ウラン、鉄鉱石及び石炭））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。																																				
【経済産業省の補足説明】																																					
①	達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率</td> <td>26.6</td> <td>29.4</td> <td>34.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉱物資源 （ベースメタル）</td> <td>自給率</td> <td>50.6</td> <td>50.2</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>12.3</td> <td>11.9</td> <td>10.8</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>37</td> <td>40.2</td> <td>40.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>自主開発比率</td> <td>58.6</td> <td>56.4</td> <td>55.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中	鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5	ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中	石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度																																
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中																																
鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中																																
鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5																																
ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中																																
石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中																																

②	<p>自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の算定根拠については、以下のとおり。</p> <p>石油・天然ガス：自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）÷（輸入量及び国内生産量）＝（174.6万バレル/日）÷（502.8万バレル/日）＝34.7% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）</p> <p>鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）÷（国内金属需要量）＝50.2% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）</p> <p>ウラン：自主開発比率＝（日本が保有する権益からのウラン引取量）÷（電力事業者によるウラン引取量）＝40.2% （出典：「日本が保有する権益からのウラン引取量」及び「電力事業者によるウラン引取量」：資源エネルギー庁による企業アンケート）</p> <p>鉄鉱石：自主開発比率＝（我が国企業の持分生産量）÷（全国鉄鉱石輸入量） ＝11.4百万トン÷99.4百万トン ＝11.5% （出典：（一社）日本鉄鋼連盟調べ（持分生産量）、財務省「貿易統計」）</p> <p>石炭：自主開発比率＝（海外権益持分量及び国内権益持分量）÷（輸入量及び国内生産量） ＝（104,054千トン）÷（186,978千トン）＝55.7% （出典：「海外権益持分量及び国内権益持分量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート、「輸入量」：財務省貿易統計、「国内生産量」：石炭・コークス・バイオ年鑑）</p> <p>③ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の維持・向上を図るものである。 特に、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく資源を新たな探鉱活動により補填し、持続的かつ安定的な鉱山経営を後押しすることで、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を図るものである。従って、本特例措置単独の効果としては、探鉱活動を下支えし探鉱活動を促進できたかどうかである。 企業アンケート結果に基づき、大手非鉄金属鉱業者7社の探鉱活動に対する投資状況を、「鉱業収入に占める探鉱費の割合」で比較すると、本制度を活用している企業は約6%（平均）、活用していない企業は約3%（平均）であり、本制度の活用により、我が国企業の探鉱活動に対して約2倍の促進効果があると考えられる。</p> <p>④ ウランについては、足元のウラン需要が落ち着いている中で我が国企業が権益を保有する鉱山において安定的に生産が進んでいるため、自主開発比率は順調に上昇している。 鉄鉱石については、過去に投資した案件において、パートナーの資金調達難等の理由から稼働が遅延しており、自主開発比率の上昇が想定に反し長期停滞している。今後、本件が順調に稼働すれば、自主開発比率は向上し、目標に近づくものと期待している。 石炭については、NGO等による火力発電用の石炭（一般炭）開発に対する強い批判等を受けて、一般炭開発に対する投資環境が悪化する中、商社等による一般炭の自主開発権益の売却が自主開発比率の低下につながっている。一方で、石炭消費量のほぼ全て</p>
---	---

<p>を輸入に依存する我が国が石炭の安定供給を実現するためには、石炭の自主開発比率60%という目標を維持し、「国が石炭安定供給を軽視している」という誤ったシグナルを市場関係者に送ることなく、石炭を安定的に確保し、エネルギー安定供給を実現する必要がある。</p> <p>その上で、鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が不可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内外資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和2年度の石油・天然ガス、元年度及び2年度の鉱物資源（ベースメタル）、2年度のウラン並びに2年度の石炭の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容の不十分であると思われる点の一部が解消されたが、鉱物資源（ベースメタル）及びウランの過去の効果の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本制度の達成目標である自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）は中長期的な傾向としては概ね順調に維持・向上してきている。他方、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化による探鉱開発費用の増大、資源ナショナリズムの高まりによる探鉱開発プロジェクト形成の困難化、国内外での脱炭素化に伴う化石燃料事業の資金調達の困難化など資源開発におけるリスクが多様化・複雑化してきている。</p> <p>そのため、今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は令和2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれて</p>

<p>おり、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる。</p> <p>資源エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国は、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要不可欠であり、本制度により我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動を下支えすることで、自主開発比率（自給率）の低下を抑制し、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の維持・向上を図られるものであることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税15) 法人住民税、法人事業税:義(地方税9)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2
5	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月

		分析対象期間:平成30年4月1日～令和7年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p> <p>昭和43年度 延長(2年間)</p> <p>昭和45年度 延長(1年間)</p> <p>昭和46年度 延長(3年間)</p> <p>昭和49年度 延長(3年間)</p> <p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%)</p> <p>昭和52年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:14%→13%)</p> <p>昭和55年度 延長(3年間)</p> <p>昭和58年度 延長(3年間)</p> <p>昭和61年度 延長(3年間)</p> <p>平成元年度 延長(3年間)</p> <p>平成4年度 延長(3年間)</p> <p>平成7年度 延長(3年間)</p> <p>平成10年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:13%→12%)</p> <p>平成13年度 延長(3年間)</p> <p>平成16年度 延長(3年間)</p> <p>平成19年度 延長(3年間)</p> <p>平成22年度 延長(3年間)</p> <p>平成25年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等)</p> <p>縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%)</p> <p>平成28年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年)</p> <p>縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等)</p> <p>令和元年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率50%以上→議決権比率50%以上)</p> <p>縮減(海外自主開採法人要件:鉱石引取率30%→40%)</p>
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)
9	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、</p>

	<p>同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「エネルギー基本計画(第5次)」(平成30年7月3日閣議決定)</p> <p>第2章. 2030年に向けた基本的な方針と政策対応</p> <p>第1節. 基本的な方針</p> <p>2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向</p> <p>(5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善</p> <p>…海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。</p> <p>第2節. 2030年に向けた政策対応</p> <p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。…</p> <p>…石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。…</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>…JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組む、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。…</p> <p>…我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給の逼迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。…</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p>
--	--

	<p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>1. グリーン社会の実現</p> <p>(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策</p> <p>…</p> <p>脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>…</p> <p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり</p> <p>(6) 経済安全保障の確保等</p> <p>我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。</p> <p>○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第6章 経済安全保障の確保と集中投資</p> <p>1. 経済安全保障政策の推進</p> <p>(2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上</p> <p>半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。</p> <p>5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン</p> <p>レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。</p> <p>○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)」</p> <p>4. 重要分野における「実行計画」</p> <p>(1) 洋上風力・太陽光・地熱産業(次世代再生可能エネルギー)</p> <p>i) 洋上風力</p> <p>② 投資促進・サプライチェーン形成</p> <p><今後の取組></p> <p>…風車製造に必要であるが特定国依存度の高いレアアース等の原材料の確保に向けた取組を進める。</p> <p>(5) 自動車・蓄電池産業</p> <p>③ 蓄電池</p> <p><今後の取組></p> <p>イ) 鉱物資源の確保</p> <p>蓄電池の製造には、ニッケル、コバルト、リチウム等の鉱物資源が必要であることから、カーボンニュートラル実現に向けた電動化の進展等に伴い、関連する鉱物資源の需要拡大が想定される。こ</p>
--	--

		<table border="1"> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>※出典：①平成 30～令和元年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に外形標準課税（所得割 0.7%、地方法人特別税率 414.2%及び付加価値割 1.26%）から試算（実績推計） ②令和 2～6 年度：適用見込額を基に外形標準課税（所得割 1%、特別法人事業税率 260%及び付加価値割 1.26%）から試算（推計）</p>	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4											
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>（石油・天然ガス） 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 27.4%（達成率 68.5%） 34.7%（達成率 86.8%）</p> <p>（非鉄金属） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 平成 28 年度 平成 30 年度 51.3%（達成率 64.1%） 50.2%（達成率 62.8%）</p> <p>（ウラン） 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成 28 年 令和元年 38.3% 40.2%</p> <p>（鉄鉱石） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成 28 年 令和元年 12.2%（達成率 40.7%） 10.8%（達成率 36.0%）</p> <p>（石炭） 我が国の石炭安定供給を確保するため、石炭の自主開発比率は 2030 年に 60%を維持することを目指す。 〔石炭の自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 61.1%（達成率 101.8%） 55.7%（達成率 92.8%）</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p>																

		<p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱支出額の比率は概ね 3 割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね 9 割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約 5 倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成 30 年度 50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる。</p>
	⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確定で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立て予見可能性があることから、政策手段として妥当。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。 本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるもので</p>

		<p>ある。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成30年8月(H30 経産03)</p>

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産05）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 （措置名）		保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長 （保険会社等の異常危険準備金）					
措置内容	令和元年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実かつ円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第57条の5、第68条の55					
要望内容		本税制措置の適用期限を令和7年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22経産44、H24経産09、H27経産12、H30経産06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 （法人税・件）	適用総額 （法人税・千円）	適用額の 上位10社割合 （法人税・%）	地方税への影響額 （地方法人二税・地方 法人特別税・千円）
H23	49	129,444,420	96.9%	15,761,052
H24	53	115,667,298	96.7%	13,338,340
H25	56	133,939,457	97.3%	15,323,180
H26	60	165,619,628	96.8%	18,958,530
H27	62	169,106,188	97.6%	17,729,752
H28	61	157,258,634	98.7%	18,430,644
H29	65	169,030,402	97.9%	12,596,406
H30	61	172,765,482	96.7%	12,866,941
R1	58	201,770,014	96.8%	14,982,815

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 共済事業においては、自然災害等の予見し難い事由により共済金の支払いに支障が生じる懸念があることから異常危険準備金を積み立てているもの。 異常危険準備金は、大企業に比べて経済的に脆弱な状況にある中小企業に対して、予測不可能な自然災害等による経済的損失を補填することが目的であるため、積み立てて維持することが必要である。異常危険準備金は本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の積立を予定しているが、今後の異常災害の発生は予測できず、平成30年度のように異常危険準備金を大きく取り崩す事態が頻発しており、想定通りに積立ができる環境にはなく、今後の異常災害の発生によっては流動的な状況となっており、具体的に示すことが不可能。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分））を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分））を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成30年度から令和2年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分）×税率）を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和3年度から6年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分）×税率）を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の効果について、「異常危険準備金の額は令和2年度時点で5,358百万円」と説明されているが、過去の適用数3件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の直接的な効果について、「火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与している」と説明されているが、過去の効果（令和2年度時点の異常危険準備金額：5,358百万円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）に</p>
--

<p>ついて、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（異常危険準備金積立残高）を集計したものであり、当省において何らかの推計等を与えていない。</p> <p>② 都道府県の区域を地区とする火災等共済組合は47機関存在するが、その内44都道府県においては、各都道府県の火災等共済組合と協同組合連合会が共同元受で火災共済事業を行い、その共済責任の全てを協同組合連合会が負うこととしていることから、本特例措置の適用を受ける機関は1件とカウントされることになる。また、その他3県については単独で火災共済事業を行っていることから、実質、4機関で全国をカバーしている。</p> <p>また、令和3年度以降については異常災害の発生等により適用数に変更が生じる可能性があるが、異常災害の発生は予測困難なため令和2年度実績を踏襲しているものである。</p> <p>③ 本特例措置による租税時期の繰り延べの効果により、平成30年度～令和2年度までの減収額は7,032万円であり、その減収額分を異常危険準備金として積み立てできることから、これが異常危険準備金の直接的効果と理解している。</p> <p>④ 異常災害の発生という将来の不測の事態に備えるため、異常危険準備金を可能な限り早期に目標額まで積立てることが直近の課題となっている。令和2年度末時点の異常危険準備金は5,358百万円であり、未だ目標額に未達となっていることから、本特例措置を活用して積み立てを進める必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記（1）に記載した通り、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の異常危険準備金の積み立てを予定している。また、上記（3）と同様、本特例措置の適用が想定される火災等共済組合からの報告値によれば、令和3年度～令和6年度までの租税時期の繰り延べによる減収見込み額として約1億円を見込んでおり、さらにその減収見込み額分を異常危険準備金に積み立てることができるため、異常危険準備金の積み立てに大きな効果があるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の異常危険準備金の積み立てを予定している」との説明では、将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>

<p>て説明されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 相互扶助に基づく共済制度であることを大原則としつつも、財務基盤が脆弱な中小企業の実態を考慮し、異常危険準備金の積み立てに何らかの政策的支援が必要であるものと考えている。その際、自然災害等のリスクに対処したいという全国の中小企業者が加入できる共済制度であること、本共済制度を運営する機関が4機関と限定されていること等から、現在の本特例措置による税制での措置が必要最小限であり、かつ、適切であるものと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 21・地方税 13(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) ②: 上記以外の税目 -
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合（以下、「火災等共済組合等」という。）については、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。
		《要望の内容》 本税制措置の適用期限を3年間(令和6年度末まで)延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法 第57条の5、第68条の55 租税特別措置法施行令第33条の2、第39条の83
5	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%) 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%)、平成28年度 45%(60%)
		令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実に円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等の経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならない。																						
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																						
10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与するものであり、有効な手段となっている。																						
		①: 適用数	適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本要望対象の組合に係る数値のみを抽出できないため、火災等共済組合報告値等によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4団体</td> <td>8,592</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3団体</td> <td>8,262</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3団体</td> <td>8,569</td> </tr> <tr> <td>令和3年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,070</td> </tr> <tr> <td>令和4年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,249</td> </tr> <tr> <td>令和5年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,419</td> </tr> <tr> <td>令和6年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,606</td> </tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		適用団体数	適用額	平成30年度	4団体	8,592	令和元年度	3団体	8,262	令和2年度	3団体	8,569	令和3年度見込	3団体	9,070	令和4年度見込	3団体	9,249	令和5年度見込	3団体	9,419	令和6年度見込
	適用団体数	適用額																							
平成30年度	4団体	8,592																							
令和元年度	3団体	8,262																							
令和2年度	3団体	8,569																							
令和3年度見込	3団体	9,070																							
令和4年度見込	3団体	9,249																							
令和5年度見込	3団体	9,419																							
令和6年度見込	3団体	9,606																							
	②: 適用額	上記のとおり。																							

	③: 減収額	【減収額】 (単位:万円)																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1,632</td> <td>210</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,569</td> <td>202</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1,628</td> <td>113</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度見込</td> <td>1,723</td> <td>120</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度見込</td> <td>1,757</td> <td>123</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度見込</td> <td>1,789</td> <td>125</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度見込</td> <td>1,825</td> <td>127</td> <td>632</td> </tr> </tbody> </table>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 30 年度	1,632	210	565	令和元年度	1,569	202	544	令和 2 年度	1,628	113	563	令和 3 年度見込	1,723	120	597	令和 4 年度見込	1,757	123	609	令和 5 年度見込	1,789	125	620	令和 6 年度見込	1,825	127	632
			法人税	法人住民税	法人事業税																													
		平成 30 年度	1,632	210	565																													
令和元年度	1,569	202	544																															
令和 2 年度	1,628	113	563																															
令和 3 年度見込	1,723	120	597																															
令和 4 年度見込	1,757	123	609																															
令和 5 年度見込	1,789	125	620																															
令和 6 年度見込	1,825	127	632																															
※ 出典: 火災等共済組合報告値等																																		
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 異常危険準備金の額は、最近の異常災害の多発により取崩しが続いたため、減少の一途で低水準になっている。</p> <p>【異常危険準備金の額の推移】 平成 28 年度 9,324 百万円 平成 29 年度 9,515 百万円 平成 30 年度 6,381 百万円 令和元年度 5,409 百万円 令和 2 年度 5,358 百万円 ※出典：火災等共済組合報告値等</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 上記のとおり、火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与している。</p>																																	
⑤: 税収減を是認する理由等	本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。																																	
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（火災共済協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税されることから、必要最低限の措置として妥当である。																																
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																																
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるために準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>																																

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 06)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産06）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)						
措置内容	令和元年度時点	-						
	令和2年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者であるものが、同法の施行の日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日までの間に、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却又は15%相当額の税額控除ができる。						
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						
政策目的		Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図ること。 国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形で導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図ること。 令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図ること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の12の6、第68条の15の6の2						
要望内容		適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。						
創設年度	R2	過去の政策評価の実績			R1総務01	区分	延長	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る」、「国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る」及び「令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る」）は、政策目的を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標について、以下のとおり修正する。なお、現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。</p> <p>【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。</p> <p>【ローカル5G】 商用普及拡大前であるため機器の導入コストが未だ低廉化していないローカル5Gシステムの導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度）について、「66件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件、税額控除制度の適用件数は66件である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明より、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件、税額控除制度の適用件数は66件である」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討中につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「（法人税）88百万円（法人住民税）6.19百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度において、法人事業税の減収額は0百万円である。</p> <p>② 令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件である。 なお、（法人税）88百万円＝590百万円（適用額）×15%（税額控除率）であり、適用額は税制を利用した事業者からの報告より積算。 また、（法人住民税）6.19百万円＝88百万円（法人税）×7%（法人住民税率）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明より、分析・内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討中につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての所期の達成目標（「2022年度末までに約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる」、「現行開設計画において2022年度末累計約3.5万局とされている基地局整備を加速し、2022年度末までに約1.9万局の前倒し整備をはかる」、「5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する」及び「2022年度末までに、本税制により約1,900箇所における5G基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する」）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制は税制要望プロセス後に事前評価時の要望内容とは異なる措置内容となったため、令和元年に実施の事前評価時に設定した達成目標については、現行の税制の効果を測定する指標としては適切ではない。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「本税制は税制要望プロセス後に事前評価時の要望内容とは異なる措置内容となったため、令和元年に実施の事前評価時に設定した達成目標については、現行の税制の効果を測定する指標としては適切ではない」との説明では、過去の効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る」、「国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る」及び「令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る」）は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標については「(1) 達成目標」に記載のとおり修正する。なお、現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難であり、現時点では将来の効果を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該租税特別措置は、安全・安心な5Gシステムの普及等の政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与するものであり、政策手段として適切である。なお、当該措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しないため比較は困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当該租税特別措置は、安全・安心な5Gシステムの普及等の政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与するものであり、政策手段として適切である。なお、当該措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しないため比較は困難である」との説明では、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目 (1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7) 及び (8) に課題があり、その中でも (1) 達成目標が設定されておらず、(6) 過去の効果が把握されておらず、(3) 将来の適用数、(5) 将来の減収額及び (7) 将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税24) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動運動))(地方税23)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①内容 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G法」という。)の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除ができる措置を講じている。</p> <p>②対象設備 【全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) 【ローカル5G】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) ・通信モジュール ・交換設備 ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの)</p> <p>③措置内容 取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》 ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条 ・租税特別措置法第10条の5の5、第42条の12の6、第68条の15の6の2 ・租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47 租税特別措置法施行規則第20条の10の2、第22条の33 ・地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p>

5	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和2年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	令和2年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Society 5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号) (目的) 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。)を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。</p> <p>○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 2. 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G(ポスト5G)、さらには6G(ビヨンド5G)の技術開発を推進する。</p> <p>○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備</p>

	<p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p>	<p>(2)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進</p> <p>i)安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5Gについて、我が国のO-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>2. 官民挙げたデジタル化の加速</p> <p>(2)民間部門におけるDXの加速</p> <p>デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。</p> <p>このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五世代移動通信システム(5G)や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。 ・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその試行を開始する。 <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。 <p>産業育成 データ活用</p>
--	----------------------------	---

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。</p> <p>【ローカル5G】 商用普及拡大前であるため機器の導入コストが未だ低廉化していないローカル5Gシステムの導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形での5G基地局の導入は多額の費用を要するため、通信キャリアが自発的に取り組むことが難しいところ、本税制でインセンティブを与えることで、そうした状況が改善されることが見込まれる。</p> <p>○ローカル5Gについては、現時点で機器の導入コストが未だ低廉化していないことから、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易ではないことから、本税制で要件を満たした幅広い事業者に対して、ローカル5G設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、ローカル5Gサービスの円滑導入が図られる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>令和2年度 66件(特別償却:0件、税額控除:66件) 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>② 適用額</p>	<p>令和2年度 590百万円 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>令和2年度 (法人税)88百万円 (法人住民税)6.19百万円 (法人事業税)0百万円 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【全国5G】 各通信キャリアは全都道府県で5Gサービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G基地局の整備は進展中。</p> <p>【ローカル5G】 2020年12月にローカル5G用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 安全・安心な5Gシステムおよびローカル5Gへの投資に対する租税特別措置を講ずることにより、安全で信頼できる5Gシステムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。また、ローカル5Gのさらなる円滑な導入を促進し、機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化、ソリューションの拡大を図ることが可能。</p> <p>なお、令和2年度における本税制措置の適用件数は66件であるが、これは税制適用条件である法律認定が令和2年12月と</p>

		なり、4 ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制により、安全・安心な5Gシステムへの投資促進を図ることにより、我が国におけるサイバーセキュリティ等の確保されたシステムの開発、提供及び維持管理に係る産業基盤を強化するとともに、開発供給されたシステムの需要を喚起して健全な市場を創出する。くわえて、ローカル5Gの円滑導入を支援することにより、様々な課題解決や新たな価値の創造等を実現できることから、税収減を是認するに足る効果があると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、5G インフラは製造業・農業・防災をはじめとした様々な分野における活用が見込まれており、この円滑な導入を促進することは地域課題の解決や地域経済の活性化を実現するものであることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月 (R01 総務 01)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産07）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)					
措置内容	令和元年度時点	中小企業者等（常時使用する従業員の数が1,000人以下のものに限る。）が少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるもの）の取得等をした場合には、取得価額の全額について損金算入ができる。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とする。					
	令和2年度税制改正以後	・対象法人から連結法人を除外 ・従業員の数を500人（改正前：1,000人）に引下げ					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第67条の5					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H15	過去の政策評価の実績	H23経産17、H25経産28、H27経産16、H29経産11、R1経産07			区分	延長

（評価実施府省：経済産業省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	425,223	234,741,916	0.03%	32,677,318
H24	431,038	242,307,068	0.00%	32,254,614
H25	459,729	261,286,334	0.00%	22,065,816
H26	504,568	285,108,925	0.00%	24,093,718
H27	489,992	276,816,142	0.00%	22,168,949
H28	510,262	288,176,722	0.00%	22,169,004
H29	531,317	302,071,554	0.00%	23,085,704
H30	549,940	314,813,536	0.00%	23,916,998
R1	586,013	341,503,335	0.00%	25,879,917

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを目指す）から新たな達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置の要望に係る適用期間の最終年度である令和5年度末までに目標を達成することを目指す。</p> <p>② 「売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達すること」という達成目標自体について変更は行っておらず、本目標を設定する理由及び水準の適正性について、記載を付記したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 減収額試算根拠について、提出する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 減収額試算根拠について、提出する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和3年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置を利用できない場合、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や、法人税申告書別表の作成等の事務負担が発生するが、本措置によりこれらの事務負担が軽減される。帝国データバンクのアンケート調査によると、これらに要する時間数は、平均で年17時間（有効回答数334件）と見込まれる。また、本措置は、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得に多くの企業において活用されており（前述のアンケート調査によると約半数の企業において活用）、このような機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減も見込まれる。このことから、本税制措置は相当程度販管費の軽減に寄与し、達成目標の実現に有効な手段であることが分かる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置を利用できない場合、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や、法人税申告書別表の作成等の事務負担が発生するが、本措置によりこれらの事務負担が軽減される。帝国データバンクのアンケート調査によると、これらに要する時間数は、平均で年17時間（有効回答数334件）と見込まれる。また、本措置は、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得に多くの企業において活用されており（前述のアンケート調査によると約半数の企業において活用）、このような機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減も見込まれる。このことから、本税制措置は相当程度販管費の軽減に寄与し、達成目標の実現に有効な手</p>

段であることが分かる」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。
また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置により、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や法人税申告書別表の作成等の事務負担（上記アンケート調査によると平均で年17時間）が軽減されることに加え、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減が見込まれる。これらを通じて、本税制措置が相当程度、販管費の軽減に寄与し、目標の実現に寄与する有効な手段であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置により、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や法人税申告書別表の作成等の事務負担（上記アンケート調査によると平均で年17時間）が軽減されることに加え、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減が見込まれる。これらを通じて、本税制措置が相当程度、販管費の軽減に寄与し、目標の実現に寄与する有効な手段であると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（以下、「適用実態調査」）の情報がある平成27年度から令和元年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成27年度	489,992件		
平成28年度	510,262件	(前年度比	4.1%)
平成29年度	531,317件	(前年度比	4.1%)
平成30年度	549,940件	(前年度比	3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比	6.6%)
		平均	4.6%

(2) 「適用実態調査」の令和元年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和2年度以降の適用社数を推計。

令和元年度	586,013社
令和2年度	612,864社 (586,013×1.046)
令和3年度	640,944社 (612,864×1.046)
令和4年度	670,312社 (640,944×1.046)
令和5年度	701,025社 (670,312×1.046)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の平成30年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和元年度以降の適用者数を推計。

平成28年度	59,147者
平成29年度	80,433者
平成30年度	34,926者
令和元年度	36,526者 (34,926×1.046)
令和2年度	38,200者 (36,526×1.046)
令和3年度	39,950者 (38,200×1.046)
令和4年度	41,781者 (39,950×1.046)
令和5年度	43,695者 (41,781×1.046)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

$$37,175 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{2,602 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和4年度の国税減収見込額

令和元年度の減収額(325億円)から、4.6%(平成27年度から令和元年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

① 法人事業税所得割の減収額

$$160,237 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,217 \text{ 百万円}}$$

$$(\text{※2}) 37,175 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

② 地方法人特別税の減収額

$$11,217 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,150 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

$$2,602 \text{ 百万円} + 11,217 \text{ 百万円} + 4,150 \text{ 百万円} = \underline{17,969 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特別措置の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (令和 4 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
9	①: 必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

		《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦む中、経理担当の人員も少なく (1.9 人)、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 549,940 社 令和元年度 586,013 社 令和 2 年度 612,864 社 令和 3 年度 640,944 社 令和 4 年度 670,312 社 令和 5 年度 701,025 社 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値(令和 2 年度以降、毎年 4.6%(平成 27 年度から令和元年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。 ②: 適用額 平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,148 億円 令和元年度 3,415 億円

③: 減収額	令和2年度 3,572億円 令和3年度 3,735億円 令和4年度 3,906億円 令和5年度 4,085億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から令和元年度まで実績値。令和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.5%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種(令和元年度)					
	業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業
	割合 (%)	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%
	業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業	
	割合 (%)	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%	
	業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他	
	割合 (%)	3.5%	29.2%		2.1%	
		法人税	法人住民税	法人事業税		
		H27	265	46	106	
		H28	273	35	112	
	H29	290	37	119		
	H30	302	39	125		
	R1	325	23	134		
	R2	340	24	141		
	R3	355	25	147		
	R4	372	26	154		
	R5	389	27	161		
	単位: 億円					
	(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計) ※令和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.6%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。					

11	相当性	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
		⑤: 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
12	有識者の見解	②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 経産07)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産08）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長 (廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)		
措置内容	平成30年度時点	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。						H23	/	
	令和元年度税制改正以後	従前どおり						H24		
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H25		
政策目的		廃炉等の適正かつ着実な実施の確保をすること。						H26		
評価対象税目		義務対象		努力義務対象				H27		
		法人事業税						H28		
関係条項		地方税法附則第9条第19項						H29		0
要望内容		措置の適用期限を令和9年3月31日まで5年間延長する。						H30		126,834,010
創設年度		H29	過去の政策評価の実績	—		区分	延長	R1	140,871,247	

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東電HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円(※)を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な回収に貢献する。 ※ 適用事業者が廃炉等を実施している福島第一原子力発電所の廃炉に要する資金は、一定の蓋然性を有した金額として8兆円とされている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用事業者が1者であるため、適用額の聞き取りを行った。適用額は、廃炉等積立金の原資として、東京電力PGから東京電力HDに支出された額を指す。 ② 適用事業者から聞き取った適用額に、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人

事業税の税率を掛け合わせたもの。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用事業者が1者であるため、適用額の聞き取りを行った。適用額は、廃炉等積立金の原資として、東京電力PGから東京電力HDに支出された額を指す」及び「適用事業者から聞き取った適用額に、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせたもの」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用見込み事業者が1者であるため、適用見込み額を聞き取り、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせて算出した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用見込み事業者が1者であるため、適用見込み額を聞き取り、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせて算出した」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用事業者である東電HDは、適用期間中に、廃炉に要する資金8兆円の確保に向けて、新々・総合特別事業計画（平成29年5月主務大臣認定）において目標としていた廃炉等積立金年平均約3,000億円の確保を達成した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用見込み事業者である東電HDは、適用見込み期間中に、廃炉等に要する資金8兆円の確保に向けて、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な回収に貢献する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない

ため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税11)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。)が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置などが講じられた。</p> <p>あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月閣議決定。以下「基本指針」という。)において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な政省令改正が行われた。</p> <p>現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東電HD」という。)は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電HDに支払っている。また、第四次総合特別事業計画(2021年8月認定)においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。</p> <p>廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から本特例措置は必要とされている。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長する</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第9条第19項 地方税法施行令附則第6条の2第5項</p>
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和8年度

7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設																							
8	適用又は延長期間	令和4年度～令和8年度																							
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保																						
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。 エネルギー・環境 電力・ガス																						
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために必要である。																						
10	有効性等	①: 適用数	(単位: 件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 機構法第45条第1項に基づく廃炉等実施認定事業者数の実績及び見込み</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8													
		件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
②: 適用額	(適用額単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>1,268</td> <td>1,408</td> <td>1,233</td> <td>1,345</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 適用事業者からの聞き取り。 R3年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるものの、年平均1,200億円程度を見込んでいる。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8															
額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200															
③: 減収額	(適用額単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	額	16	18	15	14	12	12	12	12	12	12		
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8															
額	16	18	15	14	12	12	12	12	12	12															

		<p>【算定根拠】 ②適用額から試算。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 適正かつ着実な廃炉等の実施の確保</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者は、廃炉等を適切かつ着実に実施するために、廃炉等に要する資金として、平成 29 年度以降、廃炉等積立金の積立を着実にしている。 ○廃炉等積立金の実績 平成 29 年度 3,913 億円 平成 30 年度 3,611 億円 令和元年度 2,804 億円 令和 2 年度 2,600 億円</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として、妥当な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>政策目的である適正かつ着実な廃炉等の実施を確保する上で、必要な資金を確保するためには、地方税上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者が廃炉等に要する資金の積立を行っている廃炉等積立金制度は、「基本指針」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産09）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長 (ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)		
措置内容	令和元年度時点	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。						H23	5,050,518	
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	6,784,746	
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	5,342,381	
政策目的		ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。						H26	11,700,377	
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				H27	11,040,407
		法人事業税							H28	12,036,857
関係条項		地方税法附則第9条第10項						H29	11,792,752	
要望内容		措置の適用期限を令和7年3月31日まで3年間延長する。						H30	27,480,583	
創設年度		H20	過去の政策評価の実績		H24経産23、H27経産20、H30経産12		区分	延長	R1	32,562,013

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 過去の適用数は以下のとおり。 平成30年度 106社、令和元年度 108社、令和2年度 109社
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始されているところ、本特例を受ける事業者の適用数は新規参入やスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から切り替えること）により変動することから、将来の予測を行うことが困難であるため。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成30年度から令和2年度まで）について、「平成30～令和2年度は実績」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成30年度～令和元年度の託送量については、実績のある託送事業者へのアンケート調査により算定。令和2年度の託送量については、平成30年、令和元年の過去2か年において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、令和2年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行

った。 ② 本件については、地方税法に基づき把握される影響額の情報が存在しないことから、①の方法に基づき減収額を算定した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和3年度から6年度まで）について、「令和3年度～6年度は見込み」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 将来の見込みについては、これまでの託送供給依頼実績や令和2年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存ガス会社から切り替えること）率を参考に算定。また、託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、新規参入者による託送量が記載されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、過去の適用数109件（平成30年度から令和2年度まで）が前回評価時の将来予測8件とかい離していることについて、その原因が分析されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成30年度～令和元年度の託送量については、実績のある託送事業者へのアンケート調査により算定。令和2年度の託送量については、平成30年、令和元年の過去2か年において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、令和2年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。 ② 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始されており、全面自由化によって本特例を適用する事業者数の予測を行うことが困難であったため。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
-------------------------	--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。また、ガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。また、ガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(3)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税12)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条第4項
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成30～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間	3年間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2) ガスシステム改革の推進
		②: 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 電力・ガス

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。										
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。										
10	有効性等	①: 適用数 平成30年度: 106社、令和元年度: 108社、令和2年度: 109社 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		②: 適用額 適用額(百万円) = 控除託送料金(百万円) 平成30年度: 70,003、令和元年度: 73,834、令和2年度: 89,107、令和3年度: 105,664、令和4年度: 122,310、令和5年度: 138,958、令和6年度: 155,640 ※平成30～令和2年度は実績、令和3年度～6年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		③: 減収額 減収額(百万円) = 控除託送料金(百万円) × 税率 平成30年度: 902、令和元年度: 945、令和2年度: 1,148、令和3年度: 1,361、令和4年度: 1,576、令和5年度: 1,790、令和6年度: 2,005 ※平成30～令和2年度は実績、令和3年度～6年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位: 百万メガジュール) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (実績)</th> <th>R2 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託送量</td> <td>73,653</td> <td>110,122</td> <td>359,569</td> <td>384,181</td> <td>445,267</td> </tr> </tbody> </table> 新規参入者により託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	託送量	73,653	110,122	359,569
年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)							
託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267							
	⑥: 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。										

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。</p> <p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。</p> <p>自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 10 月 (H30 経産 12)	